

長野県告示第529号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年10月10日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

基本測量 航空重力測量

2 作業期間

令和5年4月1日から令和5年7月31日まで

3 作業地域

長野県全域

建設政策課

長野県告示第530号

北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年10月10日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 基準点測量

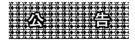
2 作業期間

令和5年9月25日から令和5年11月30日まで

3 作業地域

長野市

建設政策課



公告

平成18年11月30日付け長野県公告(長野県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法)の一部を次のように改正します。

令和5年10月10日

長野県道路公社理事長 関 昇一郎

第1条の見出しを「(適用)」に改め、同条中「当公社が」を削り、「基づき料金を徴収する」を「おける運転者が通行させる」に改める。

道路建設課